

一般廃棄物処理施設の維持管理計画

施設の維持に関しては、下記を目的に適切な運転管理、保全及び安全衛生管理を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。

- (1) 施設の処理機能は設計通り合理的かつ安全に性能が発揮され、これを定常的にわたり維持する。
- (2) 施設の機能低下防止のため十分な保守点検整備を行い、機器を傷めず能力を十分に発揮させる。
- (3) 適正な運転管理で公害の発生防止を図る。

尚、ごみ処理施設の維持管理においては、「廃棄物処理法」、「公害対策基本法」（「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「悪臭防止法」等）、「電気事業法」、「消防法」、「労働安全衛生法」等の規制基準を遵守します。

1. 維持管理体制

ごみ処理施設の運転を系統的に行う技術上並びに運営上の管理業務、施設の稼働状態を長期に渡り安定的に持続させるための保全業務と、公害防止に対処するための分析業務を十分考慮した管理体制を組んで施設の運営に当たります。また、事故を未然に防止するための管理体制の整備を図り、作業に従事する職員の安全の確保についても十分な配慮を行います。

更に、ごみ処理技術者及び関連法規で定められた法的有資格者による施設の適正な維持管理に努めます。

尚、本ごみ処理施設を維持管理する上で必要な法的資格者は「表-1」の通りです。

2. 維持管理基準

ごみ処理施設の維持においては、施設からの排ガス、排水、臭気、振動、騒音等による二次公害を防止するため適正な運転管理を行い、それぞれの基準を長期にわたり遵守します。

尚、各種の基準は、各法律の規制によって定められている値とします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第8条第5項の規定、厚生省令（施行規則）第4条第5項の一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用を〔表-2〕に示します。

3. 定期検査

〔表-4〕以外の法的な定期検査を義務付けられた設備あるいは装置に関しても、各法律の規制によって定められた頻度、方法で定期検査を実施または受検します。

本ごみ処理施設を維持管理する上で必要な法定定期検査を〔表-5〕に示します。

尚、浄化槽については、指定業者委託先で水質検査、保守点検及び清掃、定期検査を受検します。

〔表－１〕〈維持管理する上で必要な法的資格者〉

法的資格者	法 令
廃棄物処理施設の技術管理者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条第 1 項
危険物保安監督者 危険物取扱者	消防法第 13 条
ボイラータービン主任技術者	電気事業法第 43 条第 1 項
電気主任技術者	電気事業法第 43 条第 1 項
高圧ガス作業主任者	高圧ガス保安法第 28 条
ガス溶接作業主任者	労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条、同施行規則第 16、41、62、314 条
酸素欠乏危険作業主任者	労働安全衛生法施行令第 6 条第 21 号、同施行規則第 16 条
ボイラー取扱作業者 〔特級、1 級または 2 級のい ずれかのボイラー技士免許〕	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則第 23 条

〔表一 2〕 〈一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準についての適用〉

注. *は「廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の一部改正等について」
 (衛環第 250 号、平成 9 年 9 月 30 日) の既存施設に対する経過措置による

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第 4 条の 5)	施設への適用
<p>1. 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p> <p>2. 焼却施設にあつては、次の通りとする。</p> <p>*イ. ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。</p> <p>*ホ. 運転を開始する場合には、助燃装置を動作させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>*ヘ. 運転を停止する場合には、助燃装置を動作させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。</p> <p>*ヌ. 冷却設備及び排ガス処理施設にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>*カ. 排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>*ヨ. 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>*レ. ばいじん又は焼却灰の溶融加工を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>*ソ. ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>*ツ. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>ロ. 主要な燃焼室の出口における炉温をおおむね摂氏 800 度以上に保つこと。</p> <p>* 3. ばいじん又は焼却灰の処理施設にあつては前号ヨ、レ、及びソの規定の例による。</p> <p>4. 高速堆肥化処理施設にあつては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つよう温度及び空気量を調節すること。</p> <p>5. 破碎施設にあつては、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。</p> <p>本施設においては燃焼室は溶融炉に当たる。基準通りに維持管理を行う。</p> <p>運転開始時には助燃バーナを焚き炉温を速やかに上昇させる。</p> <p>運転停止時には助燃バーナを焚き炉温を高温に保ち、ごみを溶融し尽くす。</p> <p>冷却設備 (ボイラ) および排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。 排ガス中のダイオキシン類を年一回以上測定し、かつ、記録する。 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。</p> <p>該当なし。</p> <p>ばいじんを加湿混練処理し、ばいじん及び水を均一に混合する。</p> <p>火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。 燃焼室の出口のガス温度は 850 度以上に保つ。</p> <p>該当なし。</p> <p>該当なし。</p>

〔表－２〕 のつづき

一般廃棄物処理施設維持管理の技術上の基準 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則) (第４条の５)	施設への適用
6. ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。 イ. ごみの運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 ロ. 管路の破損を防止するために必要な措置を講ずること。 7. 選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 8. ごみの飛散防止及び悪臭の発生を防止するために必要な措置を講ずること。 9. 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。 10. 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 11. 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。 12. 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。 13. 市町村は、その設置にかかる設置の維持管理を自ら行うこと。 14. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、３年間保存すること。	該当なし。 該当なし。 ごみの飛散防止及び悪臭の発生を防止するため必要な措置を講ずる。 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持する。 騒音基準値及び振動基準値を遵守し、著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずる。 排水基準値を遵守し、排水水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。 昭和５２年厚生省環境整備課長通知「環整９５号」による各種分析・検査頻度及び方法に準拠した維持管理を行う。 〔表－３〕参照 基準通りに維持管理を行う。 法令にかかる基準に準拠した維持管理を行う。 〔表－４〕参照

[表-3] 〈昭和52年「環整第95号」による各種分析・検査頻度と方法〉

項 目		頻 度	方 法
ご み 質		年4回以上	資料1-Iに掲げる方法
焼却残渣の熱しゃく減量		月1回以上	資料1-IIに掲げる方法
燃焼室出口温度		常 時	資料1-IIIに掲げる方法
放 流 水 の 水 質	水素イオン濃度 生物化学的 酸素要求量 化学的酸素要求量 浮遊物質 大腸菌群数	月1回以上	資料2-Iに掲げる方法
ば い 煙	塩化水素	年2回以上 (処理能力200t/日 未満の施設)	資料2-IIに掲げる方法
	窒素酸化物	年2回以上 (処理能力200t/日 未満の施設)	
	ダイオキシン	年1回以上	廃棄物処理におけるダイオキシン類標準測定分析マニュアル

[表-4] 〈法令に係る記録〉

設備名	法令	記録又は検査項目	頻度	保存年数
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第4条5の1の14 厚生省通知(環整95) 施行規則第5条	(1) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し3年間保存すること。 (2) ごみ質(4回/年)、熱しゃく減量(1回/月)、放流水の水質(pH,BOD,COD,SS,大腸菌群数)については(1回/月) (3) HCl、NOx (HCl、NOxについては処理能力200t/d未満) (4) 精密機能検査	2回/年 1回/3年	3年
クレーン設備	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第34条 クレーン等安全規則 第35条 クレーン等安全規則 第36条 クレーン等安全規則 第38条	(1) 定期自主検査(荷重試験等) (2) 定期自主検査(巻上げ防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無、ワイヤロープ及びつりチェーンの異常の有無等) (3) 作業開始前の点検(巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能等) (4) 自主検査の記録	1回/年 1回/月 1回/日	3年
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器 安全規則第88条	(1) 定期自主検査(本体の損傷、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷の有無等)	1回/月	3年
排ガス	大気汚染防止法 施行規則第15条 (1)~(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第4条の5	(1) NOx、HClの測定(処理能力200t/d未満) (2) ダイオキシン類の濃度測定	2回/年 1回/年	3年 3年
電気設備	電気事業法 第42条	(1) 自家用電気工作物の保安確保のため、保安規程を作成し、工事・維持及び運用に関する記録をとる。 (ア) 変電所、発電設備、配管設備、負荷設備、自家用発電設備等 (2) 火力発電所に属する熱気タービン、ボイラーに関しては、自主保安充実のための記録をとる (ア) 保安日誌、起動および停止に関する記録、安全弁作動試験記録、補修に関する記録等。	保安規程による	5年

[表-4] のつづき

設備名	法令	記録または検査項目	頻度	保存年数														
	電気事業法 電気関係報告規則 第4条	(1) 自家用発電所運転半期報 (500kw以上の発電所)	1回/6月															
水質	水質汚濁防止法 施行規則第9条 の1、2	(1) 排出中の汚染状態の測定及びその結果の記録を3年間保存する。 (ア)水素イオン濃度、生物化学酸素要求量、浮遊物質 量、ホルムアルデヒド抽出物質含有量、フェノール類含有 量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、 溶解性マンガン含有量、弗素含有量、大腸菌群 数	特に定めない	3年														
貯水槽	水道法 施行規則第23条	(1) 簡易専用水道の管理の規定により水槽の清掃 は年1回定期的に実施すること。 (2) 検査は年1回行うこと。	1回/年															
消防用設備	消防法 施行規則第31条 の4	<p>(1) 消防用設備等の点検結果は維持台帳に記入し 消防長または消防署長に報告する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>消防用設備等の種類等</th> <th>点検の内容 および方法</th> <th>点検 の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 消防設備、 消火器具、屋内消火栓 設備、スプリンクラー設備、水 噴霧消火設備、泡消火 器、二酸化炭素消火設 備、ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備、屋内消 火栓設備、動力消防ポン プ設備</td> <td>外観点検 及び 機能点検</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>(2) 警報設備 自動火災報知設備、漏 電火災警報器、消防機 関へ連絡する火災報知 設備、非常警報器具、非 常警報設備</td> <td rowspan="3">総合試験</td> <td rowspan="3">1年</td> </tr> <tr> <td>(3) 避難設備 避難器具、誘導灯、誘 導標識</td> </tr> <tr> <td>(4) 消防用水 防火水槽、貯水池</td> </tr> <tr> <td>(5) 消火活動上必要な施設 排煙設備、連結散水管 設備、連結送水管非常 コンセント設備及び無線通 信補助設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	消防用設備等の種類等	点検の内容 および方法	点検 の期間	(1) 消防設備、 消火器具、屋内消火栓 設備、スプリンクラー設備、水 噴霧消火設備、泡消火 器、二酸化炭素消火設 備、ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備、屋内消 火栓設備、動力消防ポン プ設備	外観点検 及び 機能点検	6月	(2) 警報設備 自動火災報知設備、漏 電火災警報器、消防機 関へ連絡する火災報知 設備、非常警報器具、非 常警報設備	総合試験	1年	(3) 避難設備 避難器具、誘導灯、誘 導標識	(4) 消防用水 防火水槽、貯水池	(5) 消火活動上必要な施設 排煙設備、連結散水管 設備、連結送水管非常 コンセント設備及び無線通 信補助設備				
消防用設備等の種類等	点検の内容 および方法	点検 の期間																
(1) 消防設備、 消火器具、屋内消火栓 設備、スプリンクラー設備、水 噴霧消火設備、泡消火 器、二酸化炭素消火設 備、ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備、屋内消 火栓設備、動力消防ポン プ設備	外観点検 及び 機能点検	6月																
(2) 警報設備 自動火災報知設備、漏 電火災警報器、消防機 関へ連絡する火災報知 設備、非常警報器具、非 常警報設備	総合試験	1年																
(3) 避難設備 避難器具、誘導灯、誘 導標識																		
(4) 消防用水 防火水槽、貯水池																		
(5) 消火活動上必要な施設 排煙設備、連結散水管 設備、連結送水管非常 コンセント設備及び無線通 信補助設備																		

〔表－４〕 のつづき

設備名	法令	記録または検査項目	頻度	保存年数																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">消防用設備等の種類等</th> <th>点検の内容および方法</th> <th>点検の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常電源</td> <td>非常電源専用受電設備又は蓄電池</td> <td>外観点検及び機能試験</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合試験</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自家発電設備</td> <td></td> <td>作業点検及び外観点検、機能試験</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合試験</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上の消防用施設等点検結果報告書は1回／3年提出</p>	消防用設備等の種類等		点検の内容および方法	点検の期間	非常電源	非常電源専用受電設備又は蓄電池	外観点検及び機能試験	6月		総合試験	1年	自家発電設備		作業点検及び外観点検、機能試験	6月		総合試験	1年		
消防用設備等の種類等		点検の内容および方法	点検の期間																			
非常電源	非常電源専用受電設備又は蓄電池	外観点検及び機能試験	6月																			
		総合試験	1年																			
自家発電設備		作業点検及び外観点検、機能試験	6月																			
		総合試験	1年																			
高圧ガス	高圧ガス保安法 第35条 第35条の2	(1) 保安検査 (2) 定期自主検査及びその検査記録の作成保存（検査したガス設備、検査をしたガス設備の設備ごとの検査方法及び結果、検査年月日、検査の実施について監督を行った保安要員の氏名）	1回/年 1回/年																			
酸素欠乏危険場所	労働安全衛生法 酸素欠乏送症等防止規則第3条の1～2	(1) 酸素欠乏危険作業場では、その日の作業を開始する前に空気中の酸素（第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素）の濃度を測定しなければならない。 (2) 測定を実施した場合、その記録を3年間保存しなければならない。	作業開始の都度	3年																		
計量器	計量法 第139条	(1) 定期検査 (2) 定期検査実施の時期（市の区域については年1回、市以外の区域においては3年に1回）	1回／1～3年																			

〔表－５〕 〈法定定期検査〉

設備・装置名	法令	頻度
ボイラー	電気事業法第54条第1項	法定検査 2年毎
タービン	電気事業法施行規則第91条	法定検査 4年毎
クレーン	クレーン等安全規則第43条	検査証の有効期間の更新 2年毎

